

船橋市青色防犯パトロールの委嘱に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で自主防犯パトロール活動を実施している団体及びこれから実施しようとする団体に、青色回転灯を装着した車両による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）の実施を委嘱することに関し必要な事項を定め、もって、その団体が千葉県警察本部へ行う自主防犯パトロールに活用する青色回転灯装着車両申請手続きが円滑に行えるようにすることを目的とする。

(対象団体)

第2条 次に掲げる団体（以下「対象団体」という。）は、市長に対して青色防犯パトロールを実施する旨の申出をすることができる。

- (1) 町会・自治会等
- (2) 青少年団体（青少年の健全育成を図ることを目的として設置された団体をいう）
- (3) 小・中学校PTA団体
- (4) 社会教育団体
- (5) 老人クラブ
- (6) 商店会（街）組織（商店等が集積した一定の地域において、その事業者を構成員として組織された団体をいう。）
- (7) 防犯関係団体（地域の防犯活動を目的として組織された団体をいう。）
- (8) 船橋ひやりハッと防犯ネットワーク加盟団体
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

(申出)

第3条 対象団体は、青色防犯パトロール実施申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申出を行うものとする。

- (1) 青色防犯パトロール実施計画書（第2号様式）
- (2) 規約、会則又は定款（以下「規約等」という。）
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）
- (4) 青色防犯パトロールを実施する車両の車検証並びに自賠責及び任意保

険の証書の写し

(委嘱)

- 第4条 市長は、前条の規定に基づき、対象団体から申出書の提出があったときは、当該申出書及び添付された書類の内容を審査するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、申出書を提出した対象団体に青色防犯パトロールの実施体制が整っていると認める場合は、当該申出書を提出した団体に青色防犯パトロールの実施を委嘱することができる。
 - 3 市長は、前項の規定により委嘱をするときは、委嘱状（第3号様式）を交付するものとする。
 - 4 青色防犯パトロールの実施の委嘱は、委嘱の日からその翌年度の末日までとする。
 - 5 青色防犯パトロールの実施の委嘱を受けた団体（以下「委嘱団体」という。）は、千葉県警察本部から証明書・標章・パトロール実施者証の交付を受けた場合は、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。
 - 6 委嘱団体は、青色防犯パトロール実施報告書（第4号様式）によりその活動状況を、年1回以上市長に報告しなければならない。
 - 7 委嘱団体は、申出事項又は規約等に変更があった場合は、速やかに、当該変更内容を市長に届け出なければならない。
 - 8 委嘱団体が青色防犯パトロールの実施中に起こした事件・事故その他賠償の責めに対し、市は一切の責任を負わないものとする。
 - 9 委嘱団体が青色防犯パトロールを実施する際の経費等に対し、市は一切の負担を負わないものとする。

(委嘱の取消等)

- 第5条 市長は、委嘱団体が次の各号のいずれかに該当するときは、青色防犯パトロールの実施の委嘱を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により委嘱を受けた場合
 - (2) 委嘱団体が解散し、又は活動を中止した場合
 - (3) 委嘱の日から6箇月以内に千葉県警察本部から証明書・標章・パトロール実施者証の交付が受けられない場合若しくは交付を取り消された場合、又はその写しを提出しなかった場合
 - (4) 委嘱団体が申出事項又は規約等の変更に係る申出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が青色防犯パトロールの実施の委嘱をすることが適当でないとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。